オーストラリア国防軍における文民の保護（POC）の取り組み
–ガイドライン、教育訓練および女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）の視点から–

統合幕僚学校国際平和協力センター研究員　川嶋隆志

本稿の構成

はじめに：オペレーションの課題としての文民の保護（POC） 1
１　オーストラリアの POC への取組みの経緯・背景 4
（１）軍事的側面：東ティモールでの POC の体験 4
（２）政策的側面①：国際社会における POC への貢献 8
（３）政策的側面②：女性、平和、安全保障（WPS）の視点からの POC の推進 9
２　POC 推進のための具体的な取り組み 14
（１）オーストラリアの統一コンセプトとしての POC: POC ガイドラインの策定 14
（２）POC 教育訓練モジュールの開発 18
３　WPS の要素としての POC 21
（１）女性関与チーム（FET）及びジェンダー・アドバイザー（GA） 22
（２）多国間共同訓練への WPS の反映：タリスマン・セーバー 25
結　論 29
おわりに 29

はじめに：オペレーションの課題としての文民の保護（POC）

本稿は筆者がニューサウスウェールズ大学オーストラリア人権センターに客員研究員として在籍中に実施した、文民の保護（Protection of Civilians: POC）に関連する分野での職責を有する、オーストラリア政府関係者にインタビューした内容を整理したものである。本稿の目的は、オーストラリア国防軍（Australian Defence Force: ADF）における POC の取り組みを取り上げることによって、平和活動（Peace missions）における POC の問題をオーストラリアがどのようにとらえているのか、そして、ADF の作戦遂行レベルにおいて、POC のためのどのような対応が考えられるのかを明らかにすることにある。

国連 PKO 局・フィールド支援局の POC に関するコンセプト[1]によると、そもそも POC とは、「政治プロセスによる解決・身体的保護・保護環境の構築」から成る３つのレベルで解決すべきものとされており、文民が危害を受ける根本原因である紛争を解決するのは紛争当事者間の和平合意等に向けた政治プロセスである。POC のために軍が実行可能なのは、主として政治プロセスの進行中や、和平合意の内容が末端まで及ばず、不測の武力衝突等の事態が発生した際に、これらの脅威から文民を保護するために、人道上必要な範囲で対応することである。本稿で検討する POC とは、このような軍の役割に限定したものであることをあらかじめ述べておく。

今日の新規 PKO ミッションのほとんど全てにおいて POC がマンデートとして示されている[2]にも関わらず、現場において非戦闘員（戦闘員ではない一般の人々）が被害者の大部分を占める状況は、全ての PKO 要員が直面する現実的な問題である。

このような状況を踏まえ、軍による POC のあり方を積極的に整理・検討しているのが、オーストラリアである。オーストラリアは、東ティモール等における PKO 活動で直面した POC に係る課題を踏まえ、国際的な普及を企図した教育資料である『Mandated to Protect』[3]を制作したほか、2015 年 12 月には画期的な『Australian Guidelines for Protection of Civilians（POC ガイドライン）』を策定した[4]。これらの取り

---

[1] U.N. Department of Peacekeeping Operations and U.N. Department for Field Support, *Draft DPKO/DFS Operational Concept on the Protection of Civilians in United Nations Peacekeeping Operations*（URL：http://www.peacekeeping.org.uk/wp-content/uploads/2013/02/100129-DPKO-DFS-POC- Operational-Concept.pdf）

[2] 国連 PKO 局によると、POC は 1999 年に国連シエラレオネ・ミッション（UNAMSIL）で初めてマンデートに加えられた。2017 年２月時点で進行中の 16 のミッションのうち 10 のミッション（UNMIL〔リベリア、2003 年～〕、UNIFIL〔レバノン、2006 年～〕、UNOCI〔コートジボワール、2004 年～〕、MINUSTAH〔ハイチ、2004 年～〕、UNAMID〔ダルフール、2007 年～〕、MONUSCO〔コンゴ民主共和国、2010 年～〕、UNMISS〔南スーダン、2011 年～〕、UNISFA〔スーダン、2011 年～〕、MINUSMA〔マリ、2013 年～〕、MUNUSCA〔中央アフリカ共和国、2014 年～〕のマンデートに含まれている。

[3] オーストラリア政府の研究・教育機関であるオーストラリア民軍センター（Australian Civil Military Centre: ACMC）が作成した“Mandated to Protect: The Protection of Civilians in Peacekeeping Operations”は POC の現場関係者等へのインタビューを盛り込んだドキュメンタリーフィルムで、POC に関する国連の教育資料（UNSTM：Specialized Training Materials on Protection of Civilians）の中でも教材として引用されている。なお、このビデオクリップは以下の URL から閲覧可能である。https://www.youtube.com/watch?v=y8y8_GaxC3I

[4] POC ガイドラインは 2012 年に発表された「女性、平和、安全保障に関する国別行動計画（National Action Plan on Women, Peace and Security：NAP）」の中で、「女性や女児の保護を含む文民の保護のためのガイドラインを策定する」（行動計画１．２）という行動目標が掲げられたのを受けて策定が開始された。このガイドライン自体は ADF だけでなく政府全体を対象とす

組みは、PKO 現場における人道上の脅威の根本的解決というより、脅威下で POC にあたる軍の能力向上を主眼としている。その根底にあるのは、軍は人道的観点から POC に取り組まなければならないという認識[5]であり、「できるか、できないか（やるか、やらないか）」の議論を越え、PKO において、軍は POC をどのように実行するのかという問題意識に基づくものである。

また、POC ガイドラインの策定は安保理決議第 1325 号実行のためオーストラリアが策定した「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画（National Action Plan on Women, Peace and Security: NAP）[6]」の一つに掲げられている。このように、オーストラリアでは、POC が女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security: WPS）の主要な要素[7]として位置づけられ、また、WPS が POC ガイドライン策定をはじめとする POC への取り組みの推進力の一つとなっていることもオーストラリアの特色といえるため、紹介したい。

るものであるが、ADF とオーストラリア連邦警察（Australian Federal Police: AFP）が POC ガイドラインに基づくドクトリンを策定中であることから、ADF の POC に対するコンセプトの基本を示す文書であるといえる。

[5] POC ガイドラインの巻頭言では、「現代の紛争においては、無差別および過度な攻撃、性的およびジェンダーに基づく暴力、国際法違反のものを含む組織的な、あるいは場当たり的な各種暴力が、より多くの文民に向けられるようになっている。国際人道法や人権法によって当該状況からの（文民の）保護が規定されているにもかかわらず、こうした状況が続いている。この状況に対して、より踏み込んだ対応が必要なのは明らかである。」と述べている。（オーストラリア民軍センター〔国際平和協力センター監訳「文民の保護のためのオーストラリアのガイドライン（POC ガイドライン）」、URL: http://www.mod.go.jp/js/jsc/jpc/research/image/jap07.pdf〕

[6] 女性・平和・安全保障に関する安保理決議履行のため、各国特有の状況やこれまでの取り組み等を反映した形で各加盟国にて策定する行動計画で、国連安全保障理事会は、累次の議長声明等において国別行動計画の策定を各加盟国に呼びかけている。（出典：外務省ホームページ、URL: http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023403.pdf）

[7] 国連 PKO 局の POC 運用構想草案（註 1 参照）も、以下のように WPS の概念に POC が含まれることを明示している。「安保理決議第 1820 号（2008 年）、第 1888 号（2009 年）のような女性、平和、安全に関する安全保障理事会決議においても、個別のミッションに特化した決議においても、平和維持活動における性的暴力（SGBV）への取組みには、文民、特に女性や女児を、あらゆる形態の性的暴力から保護することを含んでいる。司法改革や法律改革の推進を通じたものを含め、ミッションはそのあらゆる任務において SGBV 予防を促進する責任を有している。たとえば、警察は、児童及び家族保護官（child and family protection officers）を通じて保護を提供する役割を果たすことができる。この任務は、6 つのミッションに付与されている。」（出典：“Draft DPKO/DFS Operational Concept on the Protection of Civilians in United Nations Peacekeeping Operations”、7 頁）

本稿では、まず、オーストラリアにおける POC への取組み・背景について、ADF による東ティモールでの POC の体験という「軍事的側面」と、国際社会への関与という「政策的側面」から俯瞰する。特に、この「政策的側面」については、オーストラリアによる国連の場をはじめとする国際社会における POC への貢献に加えて、WPS という視点からの POC の推進という、２つの重要な要因を軸に説明する。

次に、こうした経緯に基づく現状認識を踏まえて、オーストラリアが POC に関して具体的に行った取組みとして、POC ガイドラインの策定及び ADF の POC 教育モジュールの開発という２つについて紹介する。

最後に、昨今の ADF の軍事オペレーション全体に大きな影響を与え、これら２つの取り組みを推進する上で決定的な要因となった、ADF における WPS への取組みについて紹介する。WPS はオーストラリアが国際社会への関与という観点からのみならず、国内における女性の参画をはじめとするジェンダー・リフォームの観点からも、政府全体を挙げて取り組みを強化しているものである。とりわけ ADF においては、WPS をオペレーションに反映するための国防実行計画（Defence Implementation Plan）をはじめとする多くの具体策を策定・施行している。我が国の準同盟国であるオーストラリアの POC オペレーションの考え方及び現状を理解し、共同の可能性を模索する上で、WPS との関連について理解することは不可欠であることから、紹介するものである。

1. オーストラリアの POC への取組みの経緯・背景

（１）軍事的側面：東ティモールでの POC の体験

オーストラリアにおける POC の原体験[8]の一つは、東ティモールでの活動であるとされる。東ティモールでは 1999 年９月の国連の仲裁によるインドネシアからの独立を巡る住民投票で、独立派が賛成多数となった直後、反独立派の軍閥による

[8] オーストラリアは、第 2 次世界大戦後、世界のトラブルスポットにおいて平和維持のための支援を行ってきた多くの実績を有する。1947 年にオーストラリアは、いち早くインドネシアへ初の国連軍事監視団に人員を派遣して以来、30 を超える平和作戦に貢献してきた。また、６つの多国籍作戦（カシミール軍事監視団〔1950-66 年〕、UNTAC〔国連カンボジア暫定統治機構：カンボジア、1992-93 年〕、MFO〔多国籍軍監視団：シナイ半島、1994-97 年〕、UNSCOM〔国連大量破壊兵器廃棄特別委員会：イラク：1997-99 年〕、UNTSO〔国連休戦監視機構：中東、1998-2000 年〕、INTERFET〔東ティモール多国籍軍：1999-2000 年〕）はオーストラリア人によって指揮された。

住民の虐殺行為が発生した。また、これに対抗する住民の暴徒化も懸念されたため、オーストラリア国内では何らかの介入を行うべきという世論が高まっていた。このため、当時のハワード（John W. Howard）政権は、国連事務総長及び米国からの支持を取り付けて、国連平和維持軍が結成されるまでの間、東ティモールの平和と安全を確保するための多国籍軍（INTERFET：International Force for East Timor、2000 年２月に国際連合東ティモール暫定行政機構〔UNTAET〕が後継）の主導国として、ADF を派遣することを決定した[9]。この決定により、ADF は在留オーストラリア人等の輸送（作戦名：Operation Spitfire）、INTERFET による介入（同：Operation Stabilize）によって UNTAET 発足前の東ティモールにおける混乱に対応し、10 月末までに軍閥の大部分が東ティモールから退去したことで、事態の一応の安定化が実現された。

INTERFET は安保理決議第 1264 号（1999 年）の授権により設立された多国籍軍（国連軍ではない）であり、多国籍軍のタスクとして決議に記載されたのは、「東ティモールにおける平和と安定の確保、UNAMET（※United Nations Mission in East Timor：国連東ティモール・ミッション）ミッションの防護及び支援、人道支援活動の円滑な実行の支援」等で、POC は必ずしも明確なマンデートではなかった。しかし、住民が晒されていた暴力状況を何とか沈静化しようとした ADF は、国連マンデート中の特定の根拠規定ではなく、主として国際人道法・国際人権法に依拠して POC を実施した[10]。すなわち、オーストラリアは POC を、戦争法で広義に規定された締約国の倫理的、道義的責務[11]として実行したのである。

---

[9] INTERFET には述べ 22 か国の軍が派遣されたが、その兵力の大部分は ADF で、最大時で歩兵旅団を含む 5500 名が派遣された。2000 年 2 月に UNTAET に任務を引き継いだ後も 2000 名規模の要員貢献を継続した。INTERFET はベトナム戦争以来最大規模の ADF の海外派遣であり、オーストラリアが多国籍軍を主導した初めてのケースである。（Australian War Memorial ウェブサイト “Australians and Peacekeeping”〔URL：https://www.awm.gov.au/atwar/peacekeeping.asp〕

[10] 筆者によるナッシュ中佐へのインタビュー（2015 年 11 月 27 日実施）。.

[11] 既述の国連 PKO 局／フィールド支援局ドラフト・コンセプト（註 1 参照）では、POC の国際法上の位置づけを以下の通り整理している。「国際人道法においては、文民は『保護された人物』であり、暴力行為の対象とされず、生命と尊厳を尊重されなければならない。文民は敵対行為に直接参加しないと想定されるため、一切の攻撃から保護される資格を有する。文民は『敵対行為に直接参加している』とみなされる場合に、上記の保護を失うとされる。」（出典：*Draft DPKO/DFS Operational Concept on the Protection of Civilians in United Nations Peacekeeping Operations*、註 1 参照）

東ティモールでの INTERFET の活動は明確な任務として行われたものでなく、オーストラリア政府として確立された POC に関するガイドラインの下で行われたわけではなかったものの、オーストラリアは POC に関して、多くの教訓を得ることになった。

１点目は、POC に関しては事前に確定的な方針を設定することは極めて困難であるということである。この教訓は、INTERFET 活動中に軍閥による文民への危害がエスカレートする等の情勢悪化が確認された際に、本国が派遣部隊の撤退を検討したが、軍が撤退すれば住民が軍閥に殺戮されると認識した指揮官が、撤退に反対するという場面が生起し得られたという。この時、派遣部隊が文民を見殺しにすれば、本来国際人道法上保護されるべき者[12]を見殺しにすることとなるため、軍は文民を保護するために何かをするべきであると考えられた。その一方で、より高脅威の状況から文民を保護するために、軍（ADF）が高烈度・高死傷率の行動を実施した場合、この行動の正当性を主張することはできるか、という難しい問題に本国も現場も直面することとなったのである。このような、POC を実行するにあたって国際法上の「道義的義務」と、一国の軍組織の行動として国内外から認められ得る「正当性」との間で、ジレンマがあったのだと言える。まさに、POC は遠くから見ると「Yes, we should do it」だが、実際に当事者としてエスカレートしつつある状況に直面すると「What is national outcome?」である。

２点目は、上記で述べた武力の使用制限及び国連や平和維持部隊としての正統性という問題に加えて、誰が何時、どのような文民を攻撃するかわからない状況では、一般的な攻撃（軍による偵察、敵陣地の攻撃、地域の占領等）による主動的な行動よりも、防護の態勢や抑止力の提供等の受動的な行動が主体になるという、オペレーション上の課題も認識されたことである[13]。東ティモールのように、暴徒、軍閥、犯罪者といった多くの利害関係者が住民に対する脅威となっている状況で、これらの勢力が平和維持部隊よりもさらに強力な装備（重火器等）まで保有している可能性がある場合に、これらの能力を的確に把握して、POC のために行動すべき状況が生じた際には適切な行動を迅速に実行する必要がある。この

---

[12] 保護されるべき文民の定義を定める最も基本的な戦争法として、『戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（第四条約）』が挙げられる。

[13] もっとも、POC 状況に派遣部隊がどの様に対応するかは、派遣国が決定する軍の交戦規定（Rules of Engagement：ROE）により大きく左右される。ROE は派遣国とホスト国との関係や、国連憲章、現地住民を守るために存在するというマンデートとの整合性といった複雑な要素を整理した上で設定する必要がある。

際、脅威の主体が誰であるか、これらの主体を文民及び他のグループと区別できるのか、根拠地がどこであるのか、誰に支援されているのかも不明瞭な状況下において、POC を行う部隊の行動は明確な作戦目標に向けて綿密に計画されたものというよりは、暴力の主体の行動に対して随時対応する「受け身」的なものとならざるを得ず、これを特定して取り除く（あるいは脅威となる行動をしないよう説得をする）ことは困難である。このことは、POC オペレーションがその目標設定、計画、リスク許容性、実行、終了の全てにおいて、軍の対応能力の限度と期待値を明示した上で、微妙な判断を必要とするものであることを示唆している。

３点目は、そもそも文民とはだれを指すのかという問題である。POC マンデートを有する PKO ミッションの保護対象となる「文民」とは、国際人道法に規定される「文民」と同義である。つまり、「文民」とは「直接的な戦闘行為に参加していない者」をいう。そして、国連平和維持要員（PKO 要員）は、常に文民と戦闘員を明確に区別することが期待されている[14]。しかし、PKO 要員が現場において直面した人物一人一人が、この基本的かつ最も優先的に保護すべき対象である「文民」にあたるか否かを判断することは、実際には極めて困難であることは早期から認識されていた[15]。例えば、ある人物が単に武器を所持しているという事実のみをもって、戦闘員として扱われることにはならない。武器を所持している文民であっても、「直接的な戦闘行為に参加していない者」（例えば、自己防衛や財産の保護を目的としている場合）であれば、保護対象となり得るからである。実際に現場では、ある住民が武器を持たず、国連のゲートに来たので「文民」にあたると判断したところ、２～３日後に武器を持って、元の武装グループに戻っていたという事例が散見されるという。他方で、子ども、女性、家庭の父親などの「明らかな文民」もいるので、文民といっても、画一的にとらえることはできないことも明らかである。また、暴徒や大量殺伐者などのトラブルグループは、

---

[14] United Nation Secretariat, *Secretary-General's Bulletin ：Observance by United Nations forces of international humanitarian law*（ST/SGB/1999/13：国連軍による国際人道法の遵守に関する事務総長告示）URL: https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/N99/230/42/PDF/N9923042.pdf?OpenElement

[15] UN. Department of Peacekeeping Operations - UN. Department for Field Support, "Module 1: Introduction to POC" *Specialized Training Materials on Protection of Civilians and Prevention and Response to Conflict-related Sexual Violence* (2015, URL: http://dag.un.org/bitstream/handle/11176/387387/Introduction%20to%20POC%202.pdf?sequence=2&isAllowed=y) , 20 頁

組織相互間等の関係や対立状況を総合的に判断して、文民として扱うことの肯否を判断する必要がある。

このように、軍による文民の保護は、保護する対象も脅威の主体も不確定な極めて複雑な状況下で、軍本来の戦術とは全く異なる手法で対応することが求められる、極めて困難なオペレーションである。しかし、既述のとおり、東ティモールでの POC 活動は ADF の既存のドクトリンではなく国際人道法に依拠して実施されたのであり、ADF は POC について教育訓練を多く実施していたわけではなかった。つまり、極めて大まかな道義的原則（国際法上の文民の扱い等）や関連する国連決議等を、現場でのオペレーションに適用したのであるが、刻々と変化し、複雑な POC の状況と対処行動を判断する現場指揮官の道義的・政治的負担の大きさは計り知れなかったと考えられる。このため、様々な POC 状況に対する意思決定を可能にするための指針や指揮官への信頼及び徹底した教育訓練が必要であり、しかもこれらが「国際スタンダード」に合致していることが必要と認識されるようになったのである。

（２）政策的側面①：国際社会における POC への貢献

それでは、国連における POC に関する議論にオーストラリアはどのように関わってきたのであろうか。

国連の枠組みでは、1999 年、国連シエラレオネ派遣団（UNAMSIL）に、初めて POC マンデートが付与され、2000 年代前半までに PKO ミッションのマンデートとして国連決議に加えられることが一般的となった。その後、多くの PKO において POC の失敗が報告されていく中で、国連 PKO 局は POC における軍の活動について具体的な検討を開始し、POC が本格的に議論されるようになった。それまで国連では、POC の重要性については強く認識されていたが、POC を具体的にどのように行い、どのようなオペレーションを実行するのかについては軍に一任されていた。しかし、PKO 局等が実施した様々な調査や検討を通じて判明したのは、各派遣部隊は戦闘の能力は持っていても、POC の訓練は受けていないという現実だった。また、保護環境を整え、平和的な文化を醸成するために、例えば開発セクターをはじめとする文民部門を活用するという視点も欠けていることも指摘された。このようにして、本稿冒頭で述べた「POC は軍・文民の複数セクターにまた

がる極めて複雑な問題である」ということが、国連の場でようやく認識されるようになった[16]。

オーストラリアも、このような国連の枠組みでの問題認識の高まりを受けて、POC の議論に関心を持つようになっていった。国連内でのコンセプト作成が開始された際、国連外交を重視するオーストラリアも POC という新たなニッチな分野で貢献しようと試みたが、この際に問題となったのは、オーストラリア政府内で統一したコンセプト、すなわち、POC とは何かという定義、どのようにして保護を実行するか、どのように優先順位をつけるかという問題について、政府内で共通の理解が得られていないことであった[17]。

既述のとおり、POC は多くのセクターにまたがる課題であり、オーストラリア政府として一つの戦略を打ち出していくためには、まず、政府内の POC 関係省庁（ADF 及び国防省内の関係部署）[18]の間で POC に関する共通の定義を設定することが極めて重要であることが認識された。これが、オーストラリアにおいて、国際社会での議論に対応して、後述する POC ガイドライン策定を決定するに至った、政治・戦略レベルの経緯である。

（３）政策的側面②：女性、平和、安全保障（WPS）の視点からの POC の推進

東ティモールにおける現場経験、国際社会での議論の高まりに加えて、オーストラリアにおいて POC に関する認識を向上したもう一つの流れが、国内外における女性・平和・安全保障（Women, Peace and Security：WPS）に関連する流れである[19]。

---

[16] 国際平和と安全シンポジウムでの Michael Heller Chu 氏の発言。

[17] 国際平和と安全シンポジウムでの Amy Sheridan 氏の発言。

[18] ADF、ACMC、国防省内の関係部署〔国防法務官（運用・安全保障法長）、平和活動トレーニングセンター、「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画」オーストラリア国防軍実施責任者、統合ドクトリンセンター〕、連邦警察、外務貿易省、首相府、女性のためのオフィス〔Office for Women〕（『文民の保護のためのオーストラリアのガイドライン』、別紙第１〔註５参照〕）

[19] WPS とは国連の文書によると、「国連における全ての紛争の予防及び解決、平和構築、平和維持、回復及び復興への努力の中心に、ジェンダーの視点を取り入れること（'… bringing gender perspectives to the centre of all UN conflict prevention and resolution, peace-building, peacekeeping, rehabilitation and reconstruction efforts'）」と説明されており、オーストラリアもこの文言を定義としている。（出典：*Women, Peace and Security：Study submitted by the Secretary-*

女性に係る問題と安全保障は安保理決議第 1325 号で初めて関連づけられた[20]。この決議は、現代の紛争において女性や女児が不当に大きな影響を受けるという認識に基づき、この状況を改善するための４つの重点分野、すなわち、Participation（紛争予防・紛争解決・和平プロセス・紛争後の平和構築・ガバナンスにおける意思決定の全ての段階における女性の積極的な参画）、Protection（紛争下の性的暴力からの女性の保護）、Gender-mainstreaming （オーストラリアでは Gender perspective：平和活動のあらゆる面におけるジェンダー主流化）、Prevention（女性の保護及び差別撤廃に関する国際法の遵守）の実行を国連加盟国に要請するものである[21]。この重点分野の中に Protection が加えられたことにより、WPS に POC の視点が必要なことが確認された。

オーストラリアは 2012 年３月に国連決議第 1325 号に対応する国別行動計画（National Action Plan: NAP）を策定している。NAP では、現代の紛争において犠牲者の約９割が文民であり、その大半が女性や女児であること、性暴力（Sexual and gender-based violence：SGBV）が戦争の手段として使用されていること[22]を明確に述べており、SGBV 行為からの女性・女児の保護を POC の問題として取り扱うこと[23]を明確化した。NAP は行動目標の達成期限（2012－2018 年）を設けてお

General pursuant to Security Council resolution 1325 (2000), 2002 年〔URL: https://www.un.org/ruleoflaw/files/womenpeaceandsecurity.pdf〕）。

[20] 国連における WPS 関連の主な決議には、WPS の概念を国連として初めて提示した安保理決議第 1325 号の他に、同第 1820 号（2008 年：紛争における性的暴力の使用を非難）、同第 1888 号（2009 年：性的暴力が行われている主要な現場への専門家チームの派遣、担当の事務総長特別代表の指名等を呼びかけ）、第 1889 号（2009 年：決議第 1325 号の達成状況を評価するための指標を提示）、同第 1960 号（2010 年：紛争下での性的暴力の禁止を呼びかけ）がある。

[21] 外務省ホームページ（URL：http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000023403.pdf#search=%27）

[22] 豪 NAP の前文では、女性・女児への紛争の直接的な影響を以下の通り述べている。「女性や女児は、多くの場合において戦闘に従事していないにもかかわらず、紛争による過剰な被害をうけることがある。現代の紛争の犠牲者の 90%は一般市民であり、その大半は女性であると推計されている。（中略）標的を特定したジェンダーに基づく暴力は、戦争の手段としてより頻繁に用いられている。女性や子どもは、紛争中・紛争後を通してジェンダーに基づく暴力に直面する高いリスクを負っている。」 (*Australian National Action Plan on Women, Peace and Security 2012–2018*, URL: https://www.dss.gov.au/sites/default/files/documents/05_2012/aus_nap_on_women_2012_2018.pdf).

[23] 豪 NAP では紛争下での女性及び女児に対する SGBV について、「強姦、性的奴隷、性器切除、強制妊娠、中絶、不妊手術など、ジェンダーに基づく暴力を構成する多くの行為がある。これらの行為は、しばしば軍事的または政治的目的を達成するために使用されるため、紛争や

り、2014 年及び 2016 年には進捗報告も行われ、戦略レベルの文書や政策への反映から、演習等を含む作戦・戦術レベルの取り組みまでの、ADF の幅広い業務における具体的実行状況[24]がモニタリングされている。豪 NAP における ADF の責務は、表 1 のとおり。

POC に直接関わる目標（※筆者による分類）	
行動目標 1.1	関係政府機関の政策枠組みを、安保理決議 1325 の目的及び意図との整合させること
行動目標 1.2	女性及び女児を含む、POC のためのガイドラインを策定すること
行動目標 4.4	例えば ADF の女性関与チーム（Female Engagement Team：FET）やジェンダー・アドバイザー（Gender Advisor：GA）の活用といった、紛争下又は紛争後の状況下における女性及び女児の保護や参画を促すための戦略を検討する
行動目標 4.10	POC に関する国際的な議論における、特に SGBV からの女性及び女児の保護の具現化

不安定な時期に特に重要な意味を持つ。この種の暴力の使用は国際人権法違反であり、武力紛争の状況では国際人道法違反となる。」と述べている（*Australian National Action Plan on Women, Peace and Security 2012–2018*、６頁、註 22 参照）。4.10 Incorporate the protection of the rights of women and girls in bilateral and multilateral discussions on the protection of civilians in conflict and post-conflict situations, particularly with regard to gender-based violence このことを踏まえ、オーストラリアの国別行動目標の一つとして「紛争及び紛争後の状況下における POC に関する二国間及び多国間での議論における、特に SGBV からの保護という観点からの、女性及び女児の人権保障の具現化（行動目標 4.10）」を掲げている（同、24 頁）。また、POC ガイドラインにも重点分野の一つである「身体的保護の提供」の活動例として、「許容される範囲の武力の行使を含むあらゆる必要な手段を用いて、性的およびジェンダーに基づく暴力（SGBV）への対応をすること」が掲げられている。（『文民の保護のためのオーストラリアのガイドライン』８頁〔註＊参照〕。）

[24] 2014 年の進捗報告に記載されている具体的取り組みとして、国防省内での WPS の課題を実行するために、「女性・平和・安全保障に関する国別行動計画担当ディレクター（ディレクター）」の役職が設置された。ディレクターは「ADF における NAP 実行計画」策定を調整し、防衛当局による NAP 実行のモニタリング・報告体制を整備した。また、ディレクターは国防省の事業計画（Defence Corporate Plan）や 2014 年国防省年次計画、国防省国際関係戦略、国防省地域関係戦略に NAP を反映させた。WPS に関する運用指針（ガイダンス）は、総参謀長計画指令に盛り込まれ、戦略指針や運用計画に反映されるとされている。（出典：*2014 Progress Report: Australian National Action Plan on Women, Peace and Security 2012-2018*, URL：https://www.dpmc.gov.au/sites/default/files/publications/progress-report-2014-nap-women-peace-security-2012-2018.pdf）

行動目標 5.1	女性及び女児を保護するための、現行の民軍協力及び民軍間の情報共有（civil-military cooperation and information sharing）の強化

表１：豪 NAP における ADF の責務[25]

※ADF が責務を有する取組みとしては、他に「ADF 内での教育・専門的知見の向上」（行動目標 2.1）及び「女性隊員のリーダーシップへの登用」（同 2.2）等の WPS の実効性確保のための ADF 組織改革に関するもの、「オーストラリア治安・安全保障機関内での SGBV の報告メカニズムの整備」（同 2.3）及び「SGBV 加害者に対する罰則の適用」（同 2.4）といった法の支配に関するもの、「被支援地域の女性のリーダーシップ・参画拡大のためのキャパシティ・ビルディング」（同 4.1）及び「女性の司法・保安・ガバナンス部門への関与の拡大」（同 4.6）といった能力構築に関するもの等の、幅広い取組みがある。

NAP の中で掲げられた戦略レベルでの行動目標として、「関係政府機関の政策枠組みを、安保理決議第 1325 号の目的及び意図と整合させること（行動目標 1.1）」と並んで、「女性及び女児を含む、POC のためのガイドラインを策定すること（行動目標 1.2）」が明確な行動目標として設定されたことで、POC への取り組みも NAP の期限である 2012 年から、2018 年をめざして加速した。

また、「例えば ADF の女性関与チーム（Female Engagement Team：FET）やジェンダー・アドバイザー（Gender Advisor：GA）の活用といった、脆弱、紛争下又は紛争後の状況下における女性及び女児の保護や参画を促すための戦略を検討する（行動目標 4.4）」という ADF の具体的な取組みも目標として設定された。

さらに、「POC に関する二国間及び多国間での議論における、特に SGBV からの保護という観点からの、女性及び女児の人権保障の具現化（行動目標 4.10）」や、「女性及び女児を保護するための、現行の民軍協力及び民軍間の情報共有（civil-military cooperation and information sharing）の強化（行動目標 5.1）」といった、WPS の文脈を通じて POC への取り組みを促進する要素も盛り込まれた。これらが WPS の国際的な流れにより及ぼされた、オーストラリアの POC への取り組みへの影響である。

一方、国内においては、この時期に ADF における文化改革の一環として、ADF 所属女性隊員の処遇や性的暴力等の実態や、それらにより ADF の能力やオペレーションが阻害されているという問題意識を踏まえた改革（ジェンダー・リフォーム）が行われていた。この取り組みの布石となった ADF における女性隊員の処遇

[25] *Australian National Action Plan on Women, Peace and Security 2012–2018*（註 22 参照）。

に関わる監査結果（いわゆる「ブロデリック報告[26]」）の中で、それまで ADF で欠けていた軍組織内におけるジェンダーの視点（女性のリーダーシップへの登用による視角の多様化の必要性、女性隊員等に対する性的暴力によって、ADF の能力が損なわれるのを防止する必要性、戦闘職域の女性の補職制限撤廃が安保理決議 1325 及び NAP 実行に不可欠であること[27]）を取り入れることが、ADF の能力向上に不可欠であることを指摘された。WPS への取り組みが ADF に及ぼす運用面での効果を謳ったこの報告書は ADF のハイレベルに受け入れられ、様々な改革が行われていったことで、ADF 内でジェンダーの課題に対する理解が進みつつあった。このことは、NAP の中に女性の参画に関する目標が掲げられていることからも伺われる。

つまり、ジェンダー・リフォーム自体は元々、ADF の女性隊員の人権問題としての取り組みであったが、この取り組みが同時に ADF の能力向上に不可欠であることが認識されたのである。このため、WPS が POC 遂行のための重要なオペレーションの要素であるというコンセプトがスムーズに受け入れられ、後述する ADF 内での WPS 関連の施策の中に POC に関連する要素が違和感なく取り入れられていったのだと考えられる[28]。

POC は民軍をまたがる複数のセクターに関わる問題であるため、単純に論じることはできないが、ADF のオペレーションに影響を与えたという観点でとらえる

---

[26] Australian Human Rights Commission, *Review into the Treatment of Women in the Australian Defence Force Audit Report*, 2014, URL：https://www.humanrights.gov.au/sites/default/files/document/publication/adf-audit-2014.pdf

[27] この３点目が必要である理由については、戦闘職域での経験不足が女性隊員の昇任を妨げる主要な要因となっているため、補職制限の撤廃によってより多くの女性隊員が高位の指揮官レベルまで昇任する機会を得られるようにならなければ、WPS の視点を ADF の作戦・戦術に真に反映することは出来ないから、というものである。（出典：The Human Rights Sub-Committee (Parliament of Australia), *Australian Department of Defence Submission to the Joint Standing Committee – Inquiry into the Human Rights Issues Confronting Women and Girls in the Indian Ocean – Asia Pacific Region* , URL：https://www.google.co.jp/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=2&ved=0ahUKEwi5wujrl_HSAhWPQpQKHbtiAe8QFggiMAE&url=http%3A%2F%2Fwww.aph.gov.au%2FDocumentStore.ashx%3Fid%3D291ebc3d-9c60-4c50-a6d0-671e263f0213%26subId%3D298279&usg=AFQjCNErW5BQD4Y5rnBYwApjfzGCrEbmZg&bvm=bv.150729734,d.dGo&cad=rja、第 21 パラグラフ）

[28] ADF のホームページ上の説明でも、WPS はブロデリック報告とは直接関係なく、安保理決議第 1325 号及び NAP を根拠とする取り組みであることを明記している。しかし同時に、２つのコンセプトは相互に補完し合うものであることも指摘している。（出典：Department of Defence ホームページ, URL：http://www.defence.gov.au/Women/NAP/FAQ.asp）

ならば、（もしくは限って言及するならば）上述のとおり、①東ティモール等での体験に基づくオペレーション上の問題意識としての POC、②国連を通じて発信していくことを企図したオーストラリアの統一コンセプトとしての POC、③WPS の要素としての POC という３つの側面から推進されてきたといえるのではないだろうか。次の章ではこうした認識を元に、ADF が POC 推進のために行っている具体的な取組みについて言及する。

２　POC 推進のための具体的な取り組み

（１）オーストラリアの統一コンセプトとしての POC：POC ガイドラインの策定

既述のとおり、POC ガイドラインは国連への発信や、政府全体としての POC に関するコンセプトを設定するために策定され、2016 年 1 月に発表された。本項では、本ガイドラインの目的、策定過程、課題及びその策定により期待される効果について概観することで、戦略レベルのコンセプトが現場での POC オペレーションにどのようなインパクトを及ぼすかについて説明する。

ア　POC ガイドラインの概要

POC ガイドラインには２つの目的がある。１つ目は、ADF 及び連邦警察（Australian Federal Police：AFP）の間で POC に関する共通の理解を確立すること、２つ目は ADF 及び AFP の双方にまたがるガイダンスを提供することである。すなわち、POC ガイドラインの示す戦略指針に基づき、ADF 及び AFP は、各組織内でオペレーション及び戦術レベルでの活動に反映するための、各種計画の立案を行うこととされている。さらに、ガイドラインの内容の教育訓練への反映や、関連する資料（インフォメーションパッケージ）の作成・配布が行われることによって、ADF 及び AFP の現場での活動に POC ガイドラインで示された指針が反映されていくことが予定されている。

POC ガイドラインは、３つの鍵となる要素を含んでいる。

まず、一つ目の要素は「定義」である。これは最も重要な要素であり、全ての活動を検討する上で出発点となるものである。オーストラリア政府として POC に関する統一の定義を決定するために、ガイドライン策定を主導したオーストラリア民軍センター（Australian Civil Military Centre: ACMC）は、国際赤十字委員会（ICRC）による定義の他、POC に関して国際法や海外における POC に関する既述を調査し、これらを踏まえて国際的なスタンダードとなりうる定義を提案し、関係省庁間の意見集約を経て、単一の定義として設定された。こ

うした単一の定義を設定することによって、オーストラリア政府としての POC に関する認識を統一し、戦略的な議論の出発点とすることとされた。

二つ目の要素は「POC」の指針となる原則を規定したことである。「POC 原則」は、オーストラリア政府として POC に関する指針を示すものである。この中には、「派遣先国が自国民を保護する能力を欠く場合、またはその意思を持たない場合、若しくは政府軍そのものが文民に脅威を与えていると見なされる場合に、派遣先国が保護の取り組みを行うのを支援し、あるいは文民を保護するためにとるべき行動を提示する」という、POC に関するオーストラリアの基本的な考え方に加えて、「女性、女児、男性および男児、弱者、負傷者、障害者、少数民族、難民、国内避難民、医療関係者などの危険な状況下で働く専門家等」といった様々な保護対象を想定することが示されている。

最後の要素は、「POC」のためのオーストラリアの重点分野が、国連の活動と一致していることを明示したことである。この「重点分野」としては、「国連平和維持活動における文民の保護に関する国連 PKO 局・フィールド支援局政策」（2015 年）に詳述されている、武力紛争下で文民を保護するための３段階のアプローチ[29]と整合した、「a.対話と関与を通じての保護」、「b.身体的保護の提供」、「c.保護する環境の確立」という３つが掲げられている。これらは、ADF が行ういかなる活動も、国連の掲げる POC 活動から逸脱することがないように設定されたものである。

POC ガイドラインの構成及び概要は、表２のとおり。

[29] 「政治的プロセスによる保護（Tier I: Protection through dialogue and engagement）」、「身体的暴力からの保護（Tier II: Provision of physical protection）」、「保護する環境の構築（Tier III: Establishment of a protective environment）」という POC 活動構想の３つの柱が掲げられている（United Nations Department of Peacekeeping Operations /Department of Field Support, *DPKO/DFS Policy: The Protection of Civilians in United Nations Peacekeeping,* URL：http://www.futurepeaceops.org/wp-content/uploads/2016/01/2015-07-Policy-on-PoC-in-Peacekeeping-Operations.pdf）。これら３つの柱での具体的活動構想については、川嶋隆志著『人権保障による平和構築』（URL：http://www.mod.go.jp/js/jsc/jpc/research/image/jap06.pdf）185～189 頁を参照。

はじめに

- 「文民の保護」に対するオーストラリアの積極的な取り組み（略）
- ガイドラインの目的

  （豪関係機関に対する戦略レベルのガイダンスの提示、政府としての原則及び重点分野の明確化、POC を伴う活動の根拠）
- ガイドラインの適用要領

  （ADF 及び AFP をはじめとする関係機関の、作戦レベル及び戦術レベルの方針決定の際の参考として利用可能）

「文民の保護」の理解

- 「文民の保護」の定義

  「文民の保護」は、人権法、国際人道法、国際刑事法および国際難民法を含む法に合致し、文民の権利を包括的に尊重」することを目的とした全ての活動を含む。
- 「保護する責任」（R2P）と「文民の保護」の区別
- 国際法的および政策的枠組み（略）
- 責任の共有：国家と国際社会（略）

「文民の保護」へのオーストラリアのアプローチ

- 「文民の保護」の指針となる原則

  a. 「文民の保護」は、国際の平和と安全に対するオーストラリアの重要な貢献の一つである。
  b. 「文民の保護」戦略は、これらが適用される状況における、オーストラリアの国際人道法、国際人権法、国際刑事法および国際難民法を含む国際法上の義務を反映するものである。
  c. 「文民の保護」戦略は、派遣先国が自国民を保護する能力を欠く場合、またはその意思を持たない場合、若しくは政府軍そのものが文民に脅威を与えていると見なされる場合に、派遣先国が保護の取り組みを行うのを支援し、あるいは文民を保護するためにとるべき行動を提示するものである。
  d. 「文民の保護」戦略は、影響力を持続させることを見据え、市民社会や地域コミュニティと共同で各種計画立案を行うこと、そして、協議を行うことが盛り込まれる。
  e. 「文民の保護」戦略は、女性、女児、男性および男児、弱者、負傷者、障害者、少数民族、難民、国内避難民、医療関係者などの危険な状況下で働く専門家等を含む、弱者の様々なニーズを認識し、これらに取り組む。
  f. オーストラリア政府機関は、軍、警察、文民コンポーネントを含む、保護の実施者となる全てのアクターと協力して行動する。
  g. オーストラリアは全ての活動を通じて「文民の保護」を支援し、「文民の保護」を損ねないようにする。
- 「文民の保護」のためのオーストラリアの重点分野

  a. 対話と関与を通じての保護
  b. 身体的保護の提供
  c. 保護する環境の確立
- オーストラリアの３つの重点分野

  （上記『「文民の保護」のためのオーストラリアの重点分野』の解説及び活動の例）
- 別紙第１：POC ガイドライン策定に参加したオーストラリア関係政府機関
- 別紙第２：オーストラリアの規範および政策の枠組み
- 別紙第３：略語リスト　　※赤字は３つの鍵となる要素

表２：POC ガイドラインの構成及び概要

イ　策定過程

既述のとおり、オーストラリア政府内で統一された POC コンセプトを共有するため、POC ガイドラインは全政府（Whole of Government：WOG）の戦略文書として作成された。

ACMC は POC ガイドラインの策定に当たって、課題の洗い出し、閣僚や政治家に対する説明や支持の取り付け、他国（英国[30]及びスイス[31]）における POC ガイドライン作成の取り組みに関する調査も行った。

この戦略策定過程では全政府での作業部会（Whole of Government Working Group）が数回開催され、約２年間かけて関係者間でコンセンサスが構築された。この作業部会には、ADF・国防省から国防法務官（Defence Legal）、統合作戦コマンド（Joint Operations Command：JOC）、国際政策（International Policy）を含む７つの部署から参加があったとされ、戦略レベルのコンセプト策定過程でありながら、当初から運用部門（JOC）が参加していたことは特筆に値する。また、POC ガイドラインの策定過程では、NGO の頂上団体であるオーストラリア国際開発審議会（Australian Council for International Development）の関与を通じて、NGO の視点も取り入れられた。策定に関わったその他の省庁としては外務貿易省(Department of Foreign Affairs and Trade：DFAT)、国際開発庁（AusAID：現在では外務貿易省に統合）及び司法省（Attorney General's Department）である。

ウ　POC ガイドラインのオペレーションへの反映

POC ガイドラインは、オーストラリア独自の新たな考え方を示したものというよりは、国連のコンセプトや既存の国際法規範と高い整合性をもったものであり、これを政府の指針として整理・明確化したものである。この POC ガイドラインの策定は、ADF にとって、あくまでも出発点を明確にするものであるとされる。POC ガイドラインで示された、戦略レベルの指針と、ADF の運用との

---

[30] Foreign and Commonwealth Office, *UK government strategy on the protection of civilians in armed conflict* (2011), URL：
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32950/ukstrategy-protect-cvilians-arms-conflict.pdf

[31] Federal Department of Foreign Affairs, *Strategy on the protection of civilians in armed conflicts* (2014), URL：
https://www.eda.admin.ch/dam/eda/en/documents/publications/MenschenrechtehumanitaerePolitikundMigration/Strategie-zum-Schutz-der-Zivilbevoelkerung-in-bewaffneten-Konflikten-2013_en.pdf

間のギャップを埋めるために、数多くの戦術レベルの計画やドクトリンが作成される必要がある。

なお、オーストラリアの議会報告では、POC ガイドラインの想定状況として東ティモールや南スーダンが掲げられている[32]。両国が想定されているのは、潜在的な POC の課題があること、オーストラリアが積極的に関与している国であることが挙げられるが、現状において、南スーダンと東ティモールでのオーストラリアの活動においては、本格的な POC への対応は考えにくい。したがって、POC ガイドラインに基づく具体的な部隊運用が検討されるのは、上記の ADF 内でのドクトリン化作業が完了し、実際に POC の想定現場に一定規模の部隊が派遣される状況を待たなければならない。

（２）POC 教育訓練モジュールの開発

2017 年３月時点で ADF が直接的に POC を実行する可能性が高いオペレーションは現状では行われていない[33]が、ADF の作戦・戦術レベルの POC 構想を示唆するものとして、ADF における国際平和協力活動に関する中央教育機関である平和活動訓練センター（Peace Operations Training Centre：POTC）が国際的に実施している、POC に関する教育訓練内容や方針がある。ここでは、POTC における「POC に関する教育システム」、これらの教育で貫かれている「POC に関する基本的な考え方」及び「教育モジュールの開発」という３点から説明する。

特に、３番目の POC 教育モジュールの開発は、１．（１）で述べた ADF が実際のオペレーションを通じて得た、軍事的な教訓が強く反映されたものとして、注目に値する。

ア　POC に関する教育システム

POTC は国連認定教育機関であり、POC に関する教育には国連の派遣前教育教材（Core Pre-deployment Training Materials：CPTM）及びその基礎であるテーマ別教材（Specialized Training Materials：STM）を使用しており、これは WPS に

---

[32] The Human Rights Sub-Committee (Parliament of Australia), Australian Department of Defence Submission to the Joint Standing Committee – Inquiry into the Human Rights Issues Confronting Women and Girls in the Indian Ocean – Asia Pacific Region, 12 頁。

[33] ADF による南スーダンでの活動は Operation Aslan と呼ばれ、UNMISS 司令部における軍事連絡官及び補給任務等に、陸海空軍の要員約 25 名が参加しているとされる。（出典：Department of Defence, URL：http://www.defence.gov.au/operations/southsudan/）

も関連する内容となっている。国連教材にはPOCに関連する国連決議や各種政策文書を含み、これらはADFが国連ミッション参加中にPOCを実行するためのベースとして利用されている。また、POTCでは、教官に対する課程教育（Training of Trainers）も行われているほか、諸外国PKO教育機関で行われるコースにPOTCの教官を派遣して、専門的知見を入手することも行われている。

POTCの教育は、上記を中心とする国連教材と、一般的な戦争法（ジュネーブ条約等）に加え、オーストラリア政府が批准した国連安保理決議を組み合わせた内容で、これらは主要なPKO教育の情報源とされる。また、POCに関するACMCやオーストラリア政府が作成した各種ビデオ[34]を使用してミッションの政治的プロセスに誰が関わっているかもカバーし、指揮官等が意思決定を行う上で必要な考慮事項について教育を行っている。

イ　道義的義務としてのPOC

既述のとおり、ADFはPOCを行うべき根拠を国連安保理決議に示されたマンデートではなく、国際人道法・国際人権法に求めてきた実績があり、POCガイドラインでもオーストラリアとしてPOCに積極的に取り組むことが明記[35]されているため、マンデートに明記されているかにかかわらず、全ての派遣部隊が文民に危害が加えられる状況に直面した際には、合理的に達成可能な範囲で原則として何らかの対応をする必要があると考えられている。そのため、POCは単独の課題ではなく、活動地域の住民と関与に内在するタスクなのであり、国連等による平和ミッションが直面する安全保障上の大きな問題の一部として、演習や標準的な講習の一環として教えられているのである。

例えば、南スーダンに派遣された陸上自衛隊施設部隊が担うような、「道路やインフラ建設の継続性確保」という任務を負った工兵部隊が、「建設中（済）インフラ及びコミュニティーが暴徒によって破壊の脅威にさらされ、文民も脅威にさらされる」といった状況に直面した場合、工兵部隊の任務は建設

---

[34] 『Mandated to Protect』（註３参照）は、国際平和協力センターにおける教育でも使用している。

[35] 「POCガイドラインは、国連安全保障理事会（UNSC）またはその他の多国籍、地域、国家主体によって任務付与されたものであるか否かにかかわらず、オーストラリアが関わる全ての「国際活動および関与」において、「文民の保護」を強化するという、オーストラリアの積極的な取り組みを示すものである。」（『文民の保護のためのオーストラリアのガイドライン』１頁〔註５参照〕。）

等であるが、その能力の範囲内で、国連平和維持要員としてPOCの責任を負っている。このような場合にも、例えば、道路建設作業中にPOC状況に直面した工兵部隊が、司令部に対して我の状況（武装なし、車両はブルドーザー、対応の限界）の報告と、必要な支援（装甲車、歩兵部隊や地元警察等からの支援等）の要請を無線で通知するといった対応を行うことが考えられるのである。したがって、指揮官は我の部隊、文民、ミッションを保護する能力の合理的な範囲限界を明示して、その能力の範囲内で可能な対応を行い、また、能力以上の対応を試みることによって自己犠牲を払い（あるいは全く行動をとらないことによって）、POCの対応に失敗することがないよう、臨機応変にベストな選択肢を選ぶ訓練が必要である。

POCの状況は複雑で、単一の要因で生じることはなく、関連する多くの考慮事項（彼我の相対戦力、地元治安機関の能力、識別、ROE（交戦規定）等）、火器使用の許可のタイミング、武器使用基準及び方法、攻勢・防御手段、自己防衛）がある。これらに係る制限・制約が、指揮官がミッションの要員を含め文民を守るために何ができるかという範囲に影響するため、様々な状況設定や付与される事象に対して、入手した情報や指揮下部隊の能力等に基づいて、国としての活動への制約や留保（Caveat）も考慮した上で選択肢を案出し、最良の判断を行うことが必要となるのである。

ウ　意思決定能力向上のための新たな教育手法

以上のような複雑なPOCの状況下において、指揮官等の意思決定能力の向上のためにPOTCがICRCバンコクと共同で開発しているのが、仮想状況をシミュレーションできるゲームエンジンで、軍人が演習に使用するための教材である。

シナリオの一つは、警備部隊指揮官（Patrol Commander）が、警備地域の村が攻撃を受けた際にどのような意思決定をするのか、といった想定のロールプレイである。こうした非現実システムは安く、迅速に増版して協力機関等に配布できるという利点があるため、これを無償で開発・配布するための協力をPOTCが行っている。このシステムでは、さらに、顔認識、音声認識、翻訳機能などのアバター技術（コンピューターネットワーク上の仮想的な空間において、自分の分身として表示されるキャラクターを使用する技術のこと）を使用して、例えば武装勢力の首領、地元軍閥や指揮官、女性地域住民等、第一線部隊が保護対象、あるいは交渉相手として直面しうる、様々な人物を再現している。

POTCがこのような教材の開発を行っているのは、POCにおいてはフローチャートやチェックリストの形式で、対応要領を作成することが出来ないからで

ある。POC は多様な結果を生じる可能性があり、交渉、仲裁等の高度な対応が求められる複雑なものであるため、事前に想定した「回答リスト」の範囲内で効果的に POC オペレーションを行うことは極めて困難である。このため、この教育手法は POC 状況下で対面しうる様々な登場人物とのインタラクティブで高精度のコミュニケーションを再現し、派遣要員に当事者として対応させることで、反射的な意思決定をできるよう訓練することを意図したものである。つまり、現場指揮官が直面しうる状況（例えば、パニック状態の男、危機に瀕した NGO 職員等）に対して、何ができるか個別に考え、迅速に的確な判断を行うための訓練である。

このような教育手法は、指揮官や幕僚に対する POC に関する教育手法として、今後広く普及することが期待される。

ADF は東ティモールをはじめとする過去のオペレーションでの経験から、現場での状況判断や指揮官の意思決定能力向上の必要性を学び、オペレーションを有効たらしめるための重要要素として教育に反映している。アバター教材は、その取り組みにおける極めて合目的的なアプローチであり、今後幅広く活用されることが期待される。一方で現場での状況判断能力を向上するためのインテリジェンスの強化[36]や、現場指揮官による果断な対応を阻害しない権限の付与や適切な計画、そして、POC オペレーション実行中においては、指揮官が困難な決断を適時に行えるよう本国司令部からの信頼を維持することなど、包括的な制度設計も必要であり、これらは運用や人事サイド等によって」教育訓練とは別に検討される必要がある。

３　WPS の要素としての POC

ADF における WPS への取り組みは、既述のとおり、ADF の POC 能力向上に影響を及ぼす多くの戦略を含むものであるが、より直接的な戦術・作戦レベルの要素も含まれる。

ここでは、POC にも関連する WPS のオペレーショナルな要素について紹介する。

---

[36] POC の兆候を発見するための日々の情報収集のために現在現場レベルで使用されている手法としては、例えばドローンによる偵察や、「ブルーハット・パトロール」（制服着用でのパトロール）、「グリーンハット・パトロール」（私服等で行う軍としてのプレゼンスを意識させないで行うパトロール）等が挙げられる。

（１）女性関与チーム（FET）及びジェンダー・アドバイザー（GA）

NAP が掲げている「行動目標 4.4：女性の参画、不安定状況下・紛争下及び紛争後状況での女性や女児の保護を推進するための具体的な戦略、例えば ADF における女性関与チーム（Female Engagement Team：FET）やジェンダー・アドバイザー（Gender Advisor: GA）等について検討を行う」は、POC にどの様なインパクトを有するのであろうか。

NAP の国防実行計画（Implementation plan）の中には、ジェンダー・アドバイザー及び女性関与（Female engagement）の能力を構築することが明確なタスクとして記されているとされる。NAP 実行責任者（現在は UN Women に出向中）であるウィットワー海軍大佐によると、「ジェンダー・アドバイザーは単に人権問題の解決のために存在するのではなく、男性、女性、男児、女児といった人々のジェンダーに起因するオペレーションへの影響を把握し、ジェンダーの視点から指揮官に対して助言を行う」[37]ことによって、ADF のオペレーションをより効果的に遂行する能力を確保するために存在すると、GA の役割を説明していた。ADF の統合作戦コマンド（Joint Operations Command : JOC）付の初代ジェンダー・アドバイザーで、Resolute Support Mission 司令部（アフガニスタン）のジェンダー・アドバイザーも務めたフィールディング大佐（Colonel Amanda Fielding）も、その役割は「異なるオペレーションの状況で、ジェンダーへの視点がどの様にオペレーションを向上できるか助言すること」という、「戦術的（Tactical）」なものであると述べていた[38]。　2017 年 10 月現在で実行中の 16 の PKO ミッションのうち、GA は POC の責務を特に有する 6 つのミッション（MONUSCO、MINUSCA、MINUSMA、UNAMID、UNIFIL、UNMISS）に配置されている（なお、UNMISS の GA はオーストラリアから派遣されている）。他の全ての PKO ミッションにおいては、ミッション内で他の職位を併任する幕僚が「ジェンダー・フォーカル・ポイント（Gender Focal Point）」として、ジェンダーに係る責務を負っている。[39]

女性関与チーム（より包括的な意味を含む用語として「女性関与機能（Female Engagement Capability）」とも呼ばれている）は、与えられたミッションを遂行する上で「派遣部隊における適切なジェンダーバランスが確保されているか」、

---

[37] 筆者によるウィットワー大佐へのインタビュー（2015 年 12 月 4 日実施）。

[38] 筆者によるフィールディング大佐へのインタビュー（2015 年 12 月 4 日実施）。

[39] 筆者による国連 PKO 局グリム中佐（Lieutenant Colonel Rachel Grime）へのメールインタビュー（2017 年 9 月 25 日実施）。

「任務を遂行するために女性の能力が必要か」、「その能力が必要とされるのはどのような場面か」といった課題を派遣前に分析・反映することであり、これによりオペレーションを効果的に行うことが期待される。さらに、女性だけでなく男性の能力・視点も必要であると考えられることから、「（Female と Male の）Mixed engagement capability」とも呼ばれている。

ADF はアフガニスタンにおけるオーストラリアの地域復興チーム（Provincial Reconstruction Team: PRT）に、FET 要員として女性隊員を派遣し、地元女性住民との接触を通じて安全保障上のニーズの把握をはじめとする活動を行った。その活動内容には、地元住民に対する教育プログラム、経済開発、保険サービスの提供と共に、アフガニスタン人女性が FET 要員に対して、生活等における各種懸案事項についてオープンに話す機会の提供も含まれており、また、学用品や医薬品等を遠隔地の村に供給する役割も担っていた[40]。

このように、ジェンダーが強く意識された活動が行われた背景には、アフガニスタン人女性の置かれた厳しい状況があった。アフガニスタンでは憲法によって男女同権や、あらゆる市民に対する差別的取扱いの禁止が保障されていたが、アフガニスタン文化に根差した女性に対する差別的な見方は根強かった。2009 年には「女性に対する暴力撤廃に関する法律」が成立したにもかかわらず訴追や有罪判決となるケースは限定的で、女性に対する暴力件数は増大傾向にすらあった[41]。アフガニスタン政府による女性に対する差別・暴力撤廃への取り組みを支援し、女性の保護を通じて治安改善を目指す NATO において、持続可能な安定と経済発展を促し、NATO ミッションを効果的に遂行する上で、これらのジェンダーに係る問題は ISAF の計画・指揮・統制の全てにおいて重要視されるようになっていたのである[42]。まず、2009 年（2012 年に更新）に発簡された NATO 欧州軍団最高司令部（Supreme Commander Allied Powers Europe：SHAPE）及び変革連合軍司令部

---

[40] Australian Army, “Female Engagement Teams in Afghanistan”, URL: http://103.11.78.168/Our-work/News-and-media/News-and-media-2012/News-and-media-March-2012/Female-Engagement-Teams-in-Afghanistan

[41] Wittwer, Jennifer A. “The Gender Agenda: women, peace and security in the conduct of NATO-led operations and missions” *Australian Defence Force Journal* (July-August 2013), URL: http://www.adfjournal.adc.edu.au/UserFiles/issues/191%202013%20Jul_Aug.pdf , p.60.

[42] Wittwer, *Ibid*.

（Allied Command Transformation：ACT）[43]による戦略コマンド指令（Bi-Strategic Command Directive 40-1[44]）では、「作戦領域（Area of Operation）に特有のジェンダーに係る要因の分析、決議実行（安保理決議第 1325 号等）及び POC に係る専門的知見の提供」という、GA の役割を明確化した[45]。このジェンダーに係る要因の分析とは、「ジェンダーに基づく不平等を特定・理解するために行われる、ジェンダーの違い及び社会的関係に関わる情報の体系的な収集及び検証」[46]と定義され、作戦の計画から遂行に及ぶすべての軍事プロセスにおいて実施されるべきとされる。したがって、GA は、司令部から現場レベルまでを含む、様々なレベルに配置されることが望ましいが、専従の GA の配置が難しい場合には兼務の担当官（既述の Gender Focal Point）がその役割を負うことによって、作戦に関わる関係部隊間でネットワークが構築され、ジェンダーに係る要因の分析を共有する仕組みが構築されることで、作戦における一貫した対応が可能になるという[47]。

こうした ISAF の教訓を受けて、ADF 内でも戦略・作戦・現場等の様々なレベルに GA が配置されるようになった。その一人が、本項冒頭で紹介した JOC 付 GA のフィールディング大佐である。さらに現在では、統合参謀長及び陸・海・空軍の各参謀長に直属する GA をはじめとする多くの戦略レベルの GA も配置されている。これらの GA は、部内でのジェンダー改革及び NAP 実行の両方に関する職責を負っている。

アフガニスタンでの活動に見られるような、ジェンダー・アドバイザー及び女性関与チームの機能が POC に及ぼす効果は、様々なプロジェクトや関与を通じて派遣地域の住民女性との関係構築を図り、POC が必要な事象の兆候を察知するきっかけとなり得るきめ細かな情報を入手して、これがジェンダー・アドバイザーのネットワークを通じて派遣部隊の幅広いレベルで共有可能となることである。

---

[43] 変革連合軍は、NATO の編成、戦力、能力、ドクトリン等の変革を主導する組織で、教育、訓練、新たなコンセプトの検証、同盟内での相互運用性（Inter-operability）向上を主たる責務としている。（NATO 変革連合軍ホームページ, URL: http://www.act.nato.int/who-we-are）

[44] North Atlantic Treaty Organization, *Bi-Strategic Command Directive (BI-SCD) 40-1 Integrating UNSCR 1325 and Gender Perspective into the NATO Command Structure* (2012/08/08), URL: http://www.defence.gov.au/Women/NAP/Docs/Bi-SC%2040-1%20REV%201%20Aug12.pdf

[45] Wittwer, *Ibid.*, p.58.

[46] *Bi-Strategic Command Directive (BI-SCD) 40-1*, p.6.（註 44 参照。）

[47] *Bi-Strategic Command Directive (BI-SCD) 40-1*, Annex 1.（註 44 参照。）

こうした情報は、特に女性や子供の権利に対する保護意識が低い国において、男性主体のホスト国政府関係者や地元有力者から得られる可能性が低いものである。そして、これら情報が、ジェンダーの問題と部隊運用の両方を熟知したジェンダー・アドバイザーによって、部隊の計画・指揮・統制により的確に反映されれば、既述の通り「受け身」での対応とならざるを得ない POC オペレーションを、より効果的に実行できる可能性が高まる。したがって、ジェンダー・アドバイサー及び女性関与チームの機能は、女性のみならず、女児や子供等を含む幅広い対象の保護につながり得る調整枠組みのモデルと言えるだろう。

また、ジェンダー・アドバイザーは、後述する人道支援・災害救助（HA/DR）作戦においても活用され、その普遍性が証明されつつあることから、ADF のオペレーション全体に極めて大きな影響を与えていると言えるだろう。

（２）多国間共同訓練への WPS の反映：タリスマン・セーバー

NAP の行動目標に「5.1：オペレーションにおける、女性や女児の保護のための民軍間での協力及び情報共有を強化する。（Civil-Military Cooperation and Information sharing）」が掲げられているが、これに関連すると思われる活動として多国間共同訓練「タリスマン・セーバー」について紹介したい。タリスマン・セーバーは 2017 年にも実施予定であるが、前回の 2015 年に実施された演習では、WPS が初めて反映された。

「タリスマン・セーバー」は、米国との共同により隔年で行われる軍事演習であり、2015 年に実施された第６回では、約３万名に上る米・豪両国を主力とする軍人・軍属が参加して、特殊作戦、落下傘降下及び水上からの上陸作戦、地上作戦、市街地での活動、航空作戦、海上作戦、実弾射撃を含む演習が実施された[48]。この 2015 年演習の主目的は水陸両用戦能力・相互運用性の向上で、この演習に合わせて陸上自衛隊は約 40 名を派遣して米海兵隊と別途共同訓練を実施した[49]。

タリスマン・セーバーにおけるシナリオへの WPS の統合は、①Inter-agency participation を確保する、②Lessons and capability について分析・評価、③演習に取り込むべき課題の提案・アドボカシー等の責務を負う ACMC（既述の POC ガイドライン作成を主導）が主導した。ACMC がタリスマン・セーバー2015 に WPS を

---

[48] Department of Defence, URL：http://www.defence.gov.au/Exercises/TS15/

[49] Euan Graham “Talisman Sabre 2015: Bigger and more amphibious”, *The Interpreter*, URL：https://www.lowyinstitute.org/the-interpreter/talisman-sabre-2015-bigger-and-more-amphibious

取り入れようとした理由は、国連決議第 1325 号を現実世界でどの様に実行（Implement）するか、どの様に ADF の運用に転換（Operationalize）するのかを理解する上で重要だったからである。下図はこの演習実施計画の、フェーズ毎の行程表である。この行程表からもわかる通り、WPS の統合を主導した ACMC のシェリダン氏によると、WPS は旧来では安定化（Stabilization）や復興（Reconstruction）フェーズの問題と捉えられがちであったが、そうではなく、軍事オペレーションの全てのフェーズにおいて重要であることが、一連の演習計画立案から遂行までの流れを通じて、明らかにされたという。

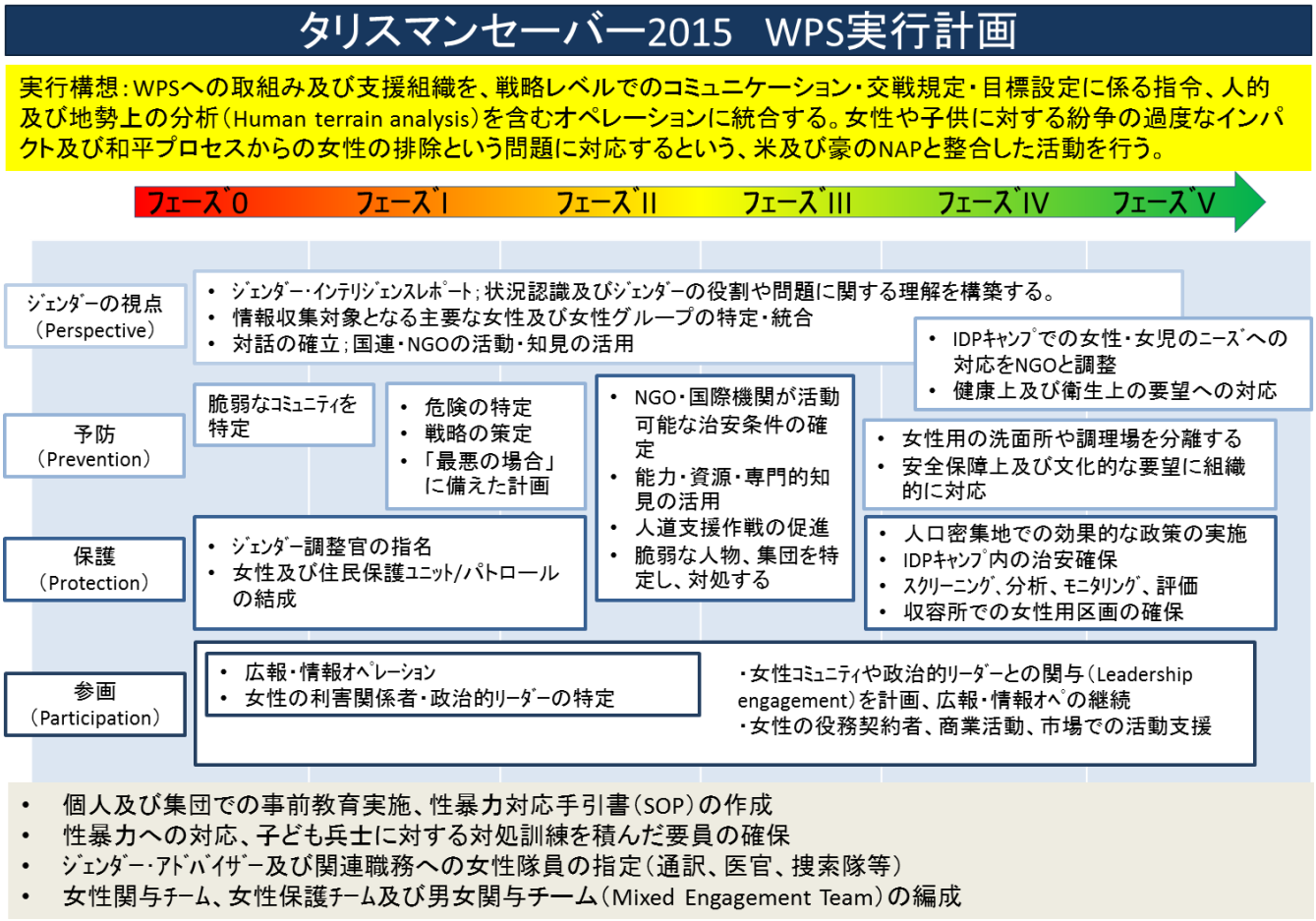

図１：タリスマン・セーバー2015 における WPS 統合の行程表

（出典：シェリダン氏に対する筆者によるインタビュー時の説明資料）

また、WPS に関係するシナリオについては ACMC が主導的に立案し、この際、NAP に掲げられている４P（Prevention, Protection, Participation, Gender Perspective）に基づく４つのシナリオが用いられた。例えば「予防（Prevention）」は SGBV 事案の予防、「保護（Protection）」は子供兵士、IDP、人道的危機といった状況下における女性・女児の保護、「参画（Participation）」は現地住民の中で主導的な人

物の関与（Key leader engagement）、といったように、WPS に関わる状況を含むシナリオが作成された。このシナリオは「トオパカナ」という架空の国家を設定し、国情に関する演習資料（Country fact book）の中に、数多くの女性に関するストーリーや、関係する様々なデータが盛り込まれた。

タリスマン・セーバー2015 における WPS 関連主要イベントの例は、図２のとおりである。

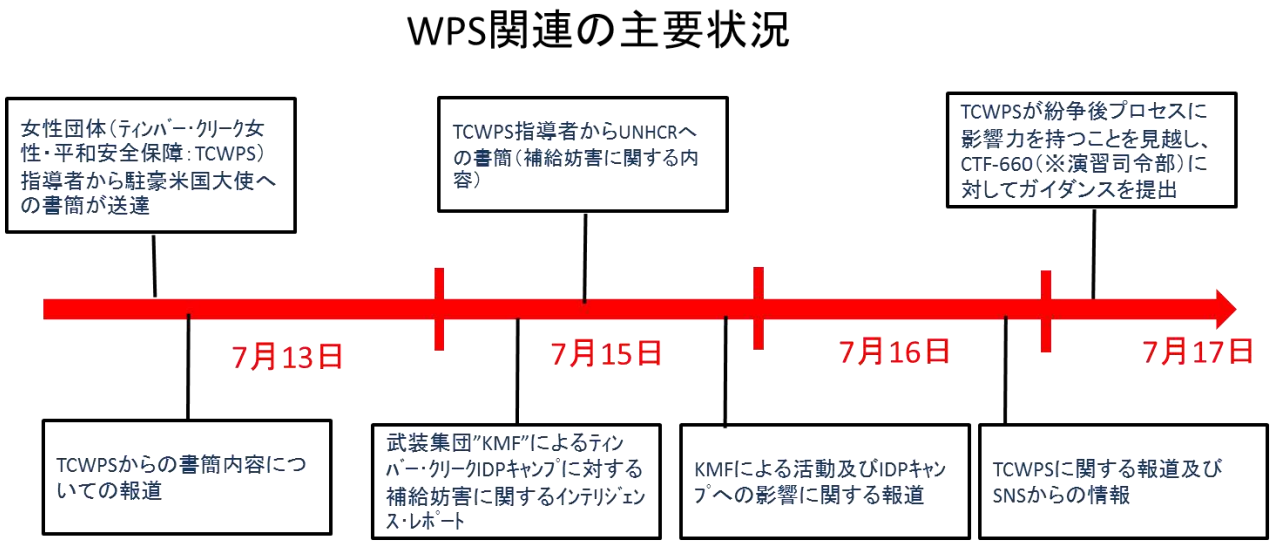

図２：タリスマン・セーバー2015 における WPS 関連演習状況の例

（出典：シェリダン氏に対する筆者によるインタビュー時の説明資料）

タリスマン・セーバーでは、WPS に関する様々な教訓化・文書化が行われた。特に、WPS を軍事計画・作戦に統合するための「指揮官の手引き（Commander's Guide）」を教訓に基づき作成された[50]ほか、米豪両国から参加した 10 名のジェンダー・アドバイザーが「Gender perspective check list」を作成した。この「チェックリスト」は、軍事オペレーションの各レベルにおいて関係するジェンダーの視点が何であるかを特定し、様々な状況で軍及びその他の関係組織は何をするべきか、どの様な責務があるかに関する明確なガイダンスである。また、これらについて、要員が参照可能な「Soldiers card」も作成された。これら演習の成果として

[50] Amy Sheridan "WPS and Talisman Sabre: learning from the past, looking to the future" *The Strategist*, 9 Mar 2017, URL: https://www.aspistrategist.org.au/wps-talisman-sabre-learning-past-looking-future/）

の文書等はADFのガイダンスやドクトリンに反映され、実際のオペレーションでも実行されていくことが期待される。

タリスマン・セーバーのその他の成果としては、何千名もの演習要員に安保理決議第1325号のコンセプトを直接経験させたことが挙げられる。例えば地上部隊の演習上の軍事計画（Military planning）にWPSの内容を盛り込む試みがなされた。

WPSに関するタリスマン・セーバーの教訓が最初に取り入れられたADFの海外作戦は、「サイクロン・ウィンストン」によって壊滅的な被害を受けたフィジーに対する人道支援・災害救助（Humanitarian Assistance/Disaster Relieve：HA/DR）作戦（Operation FIJI ASSIST、2016年3月）であり、この作戦が教訓のテストケースであったという。この作戦に法務官兼ジェンダー・アドバイザーとして参加したスウィントン海軍少佐（LCDR Jacqueline Swinton）によると、フィジーでのHA/DR作戦におけるジェンダー・アドバイザーの役割とは、「作戦の計画・遂行にジェンダーの視点を取り入れることに加え、（災害時に増加するとされる）性暴力から女性の保護を支援すること」等であったという[51]。スウィントン少佐のジェンダー・アドバイザーとしての経験は、2016年の環太平洋合同演習（Rim of the Pacific Exercise: RIMPAC 2016）の海上安全保障シンポジウムでも発表[52]されており、RIMPACにおいても将来の演習に反映される可能性がある。

既述のとおり、タリスマン・セーバーの主要部分は水陸両用戦であり、必ずしもWPSが中核的要素だったわけではないため、上記の陸上自衛隊派遣要員もWPSに係る演習要素には参加しなかったとされる[53]。しかしながら、POCへのインパクトという観点からは、タリスマン・セーバーでのWPSへの取り組みは、紛争後の平和構築等の、典型的なPKOの現場のみならず、あらゆる軍事作戦における全ての場面において、女性及び女児の保護を含むPOCの問題が介在することを明らか

---

[51] "Donations directly support Fijian women", *Navy Daily* (2016/03/29), URL:http://news.navy.gov.au/en/Mar2016/Operations/2802/Donations-directly-support-Fijian-women.htm

[52] Lt. Cmdr. Jacqueline Swinton "Women, Peace and Security: Bringing personal experiences to RIMPAC", *Navy Life* (Official Blog), (2016/08/06), URL:http://navylive.dodlive.mil/2016/08/06/women-peace-and-security-bringing-personal-experiences-to-rimpac/

[53] タリスマン・セーバーへのWPSの統合を調整した、ACMCエイミー・シェリダン女史へのインタビュー（2015年12月4日実施）。

にし、これに対応する能力の向上により得られるオペレーション上の意義を証明したといえる。

しかし、最も示唆に富むと言えるのは、ハイレベルによる政治的決断が重要な推進力となったという点ではないだろうか。WPS に関しては、ADF 内でも新しい取り組みに対する疑問や不安があり、説明を通じて同意の素地を作る努力が行われていたが、タリスマン・セーバーへの WPS 統合を決定的に促したのは、政治的決断であったという。外務貿易省は、AUSMIN（米豪外務・国防相会談）で米との共同声明の中に、WPS を優先課題として盛り込むことに成功した。この合意により、ADF は WPS が戦略的優先事項（Strategic issue）であると認識し始めたことが、タリスマン・セーバーのような大規模な戦術・作戦レベルの取り組みにおいて、重要な推進力となったのである。このように、WPS が米豪間での共同のテーマとなっていることに鑑み、日本においても WPS の政策レベルでの国際的な動向及び軍事レベルでの意義について、調査研究を行うことは重要であると考える。

結　論

POC は、冒頭で述べた政治プロセス・身体的保護・保護環境の構築という３つのプロセスを平行して行うことが必要で、軍の役割はその一部にすぎない。POC の実施にあたり政府として、多岐に亘る関係省庁・部署の間で調整が必要である。

オーストラリア政府は、まず、WPS の文脈で方向性を確認し、POC ガイドラインで政府として戦略レベルの認識統一を行った。そして現在、ADF において作戦・戦術レベルの実行計画を作成中である。他方で、現場での課題を早急に解決するために教育モジュールの導入も行っている。これらの POC のオペレーションの側面について動向を把握することは、重要と考える。

おわりに

国際平和協力活動を通じて日豪両国は共通の利益を追求してきた。このことは日豪安全保障協力に関する共同宣言に、「日本国とオーストラリアとの間の戦略的パートナーシップが、民主主義という価値並びに人権、自由及び法の支配に対するコミットメント、共通の安全保障上の利益、相互への尊敬、信頼並びに深い友情関係に基づく」と明記され、共通の戦略的重点活動地域において、多くの共通のアプローチをしてきたことから明らかである。

共通の戦略的重点活動地域としては、実際に両国が国連 PKO に部隊を派遣したカンボジア、東ティモール、南スーダンの３つが挙げられる。特に、東ティモール

（UNMIT 及び UNTAET）は、日・豪両国にとって最大規模の PKO 参加であり、両国の地政学的関心の一致を示唆するものである。共通のアプローチとしては、人道復興支援の重視、国内インフラ整備を含む国家建設への支援、SSR を含む能力構築支援等を行ってきた。

このような、現場レベルでの協力実績にもかかわらず、POC をめぐってはオーストラリアの視点は必ずしもメジャーでなく、見逃されているのではないだろうかと考え、本稿の執筆を思い立った次第である。

なお、本稿の元となった多くのインタビューは、ADF のジェンダー・リフォームを主導し、オーストラリア人権委員会（Australian Human Rights Commission：当時）の性差別担当コミッショナー（Sex Discrimination Commissioner）を務めていたエリザベス・ブロデリック女史から ADF を中心とするオーストラリア政府関係者を紹介していただいたことにより実現した。また、ADF のウィットワー大佐（現在、UN Women NY に勤務）には、インタビューに応じていただいたのみならず、ADF における WPS 教育関係者による第一回ワークショップに筆者がオブザーバー参加する調整をしていただき、ADF の WPS への取り組みの現状を目の当たりにする機会を得た。JOC のフィールディング大佐からは、アフガニスタンでの派遣経験や、ADF 内部での取り組みに関する貴重なご知見を共有していただいた。

ウィットワー大佐の後任として NAP 実行責任者となられたオーチャード大佐（Colonel Bradley Orchard）については、豪日交流基金の研究プロジェクト[54]への協力のため、シドニーのワークショップへの参加、東京でのシンポジウムでの WPS についての基調講演に加えて、国際平和協力センターにもスウィントン少佐とともに訪問いただき、ADF の WPS への取り組みを説明していただく機会を得た。日本では WPS は男女共同参画や国際協力のテーマという性格が強く、軍におけるオペレーション能力向上という視点からはあまり注目されていなかった。そのため、ADF の WPS の取り組みは、軍における WPS の有益性についてセンター研究員が認識する重要な機会となった。本稿中でも紹介したスウィントン少佐からも、フィジーで遂行されたばかりの作戦の教訓についてお話しいただいたことは、自衛隊が国際貢献で重視する HA/DR 分野での WPS の有益性を強く印象付けるものとなった。

ACMC のエイミー・シェリダン女史には国際平和安全保障シンポジウムへのパネリストとしての参加を含む二度にわたり国際平和協力センターにご訪問いただいたほ

[54] “Operationalising human rights norms in peace missions" (Australia-Japan Foundation grant 2015-16 (Security and Regional/International Relations) , URL: http://dfat.gov.au/people-to-people/foundations-councils-institutes/australia-japan-foundation/grants/Pages/ajf-grant-recipients-2015-16.aspx#security

か、POC ガイドラインの翻訳をセンターのホームページに掲載するための調整をしていただくなど、同女史との協力はセンターでの POC に関するアウトリーチに大いに役立てられた。

ナッシュ中佐には POTC の訓練への研修とインタビューの機会をいただき、これらの機会に POC に必要な現場での意思決定のあり方について議論させていただいたことが、本稿の核となっている。

以上の方々をはじめとする ADF 関係者各位から、共有していただいた実に多くの示唆に富む知見は、国際平和協力活動の課題を検討する上で参考となる要素が豊富に含まれることを痛感させられる。

本稿をまとめるにあたり、ご協力をいただいた日豪両国の諸氏に、この紙面を借りてお礼申し上げたい。

本研究は、諸外国における国際平和協力への取り組みに関する国際平和協力センターの調査・研究の一環として行ったものであり、防衛省・自衛隊、統合幕僚監部等の見解等を示したものではありません。